

令和4年度

定期監査結果報告書

米原市監査委員



米 監 委 第 22 号  
令和5年(2023年)6月15日

米 原 市 長 様  
米 原 市 議 会 議 長 様  
米 原 市 教 育 長 様  
米原市選挙管理委員会委員長 様  
米原市公平委員会委員長 様  
米原市農業委員会会長 様

米原市監査委員 古澤宏之

米原市監査委員 中川雅史

#### 監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項に基づき執行した令和4年度の定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年度 定期監査結果報告書

- 目次 -

第1	監査の対象および期日	1
第2	監査の方法および手続	2
第3	監査の結果	2
	内部統制体制の整備推進について	3
	固定資産税に係る事務事業について	6
	学校給食費に係る公会計化等の推進について	14
	新型コロナウイルス感染症対策事業について	24
	その他個別事項について	37
	総務部	37
	市民部	38
	くらし支援部	41
	まち整備部	44
	教育部	46
	前年度の監査意見に対する措置および対応の状況	47
第4	むすび	49

【注 記】

文中および表中に記載する金額は、特に表示のあるものを除き、原則として千円単位で表示し単位未満は四捨五入する。該当数値がない場合は「」、負のものは「」で表示する。また、比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入する。

法令名等を文中で使用する場合は、次のとおり省略して表記する。その他の法令および要綱などについては、法令年、法令番号、告示年、告示番号などは省略する。

- 「地方自治法(昭和22年法律第67号)」 「法」
- 「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)」 「施行令」
- 「米原市契約規則(平成17年米原市規則第43号)」 「契約規則」
- 「米原市随意契約のガイドライン」 「随契ガイドライン」
- 「米原市予算規則(平成17年米原市規則第36号)」 「予算規則」
- 「米原市会計規則(平成17年米原市規則第37号)」 「会計規則」
- 「米原市補助金等交付規則(平成17年米原市規則第35号)」 「補助金規則」
- 「 事業補助金交付要綱(要項、要領)」 「補助金要綱(要項、要領)」
- 「米原市行政財産使用料条例(平成17年米原市条例第52号)」 「使用料条例」

令和4年度 定期監査結果報告書

第1 監査の対象および期日

出先機関を除く全所属について、次のとおり監査を実施した。

監査の対象	ヒアリングの期日	監査基準日
政策推進部 情報政策課	令和4年11月7日	令和4年9月1日
市民部 地域振興課		
政策推進部 市長公室 秘書		
総務部 財政契約課		
総務部 人権政策課		
政策推進部 政策推進課	令和4年11月9日	令和4年9月1日
政策推進部 市長公室 防災危機管理課		
議会事務局		
総務部 総務課 (選挙管理委員会事務局)	令和4年11月16日	令和4年9月1日
市民部 自治環境課		
会計室		
市民部 税務課	令和4年11月24日	令和4年10月1日
市民部 市民保険課		
市民部 収納対策課		
くらし支援部 社会福祉課		
くらし支援部 健康づくり課		
くらし支援部 福祉政策課	令和4年11月29日	令和4年10月1日
くらし支援部 高齢福祉課		
くらし支援部 こども未来局 子育て支援課		
くらし支援部 こども未来局 保育幼稚園課		
くらし支援部 新型コロナウイルス ワクチン接種推進室		
教育部 スポーツ推進課		
教育部 教育総務課		
教育部 学校給食課	令和4年12月20日	令和4年11月1日
教育部 学校教育課		
教育部 生涯学習課		
監査委員事務局・公平委員会事務局	令和5年1月24日	令和5年12月1日
まち整備部 経済振興局 シティセールス課		
農業委員会事務局		
まち整備部 経済振興局 農政商工課		
まち整備部 建設課		
まち整備部 上下水道課	令和5年1月27日	令和5年12月1日
まち整備部 まち保全課		
まち整備部 都市計画課		

\* 監査の対象部局は、監査基準日時点での名称で表記している。以下のページについても同様とする。

## 第2 監査の方法および手続

法第199条第4項の規定に基づき、別表に示す監査基準日現在における令和4年度一般会計、特別会計、水道事業会計および下水道事業会計について、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、定期監査を実施した。監査に当たっては、米原市監査基準（令和2年米原市監査委員告示第2号）に則して実施し、事前に定期監査調書および関係資料の提出を求めて事務局職員による予備調査を行った上で、その結果を踏まえて、所属長および関係職員の説明により現状把握に努めるとともに、公費が市民の税金その他貴重な財源で賄われていることを念頭に置いて、米原市行財政全般の適法性、効率性、有効性、公平性などについて慎重に考察した。なお、ヒアリングの実施においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、最小限の関係職員の出席を求め3密防止対策を施した上で実施した。

令和4年度の定期監査では、従来の監査調書に基づく内容調査のほか、内部統制におけるリスク管理の状況（令和元年度から継続調査）、固定資産税の課税状況調査、学校給食費に係る制度運用および債権管理、新型コロナウイルス感染症対策事業の4つを重点的な監査項目として調査を実施した。

監査の中で改善や注意が必要と判断したものについては、組織全体に係るものを共通事項として意見を記載し、個別事項に対するものは、部局別所属別に意見を記載した。また、前年度の監査で意見した事項については、法第199条第14項の規定に基づき市長等から提出された定期監査意見等に対する措置状況の報告内容が適正に処理されているかの確認および評価を行った上で、継続した取組が必要と思われるものについては今回も意見し、一定の成果を伴うものや意見を受けて対応が行われていると判断したものについては、一括してその状況を記載した。

なお、次の業務に係る監査に際しては、古澤宏之監査委員を法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

\* 指定管理事業（米原市米原学びあいステーション・米原市近江学びあいステーション）

## 第3 監査の結果

監査は、試査によるものであり、全ての事業について精査できたわけではないが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止・延期となった事業を除き、監査対象とした事務事業は、予算および関係法令、条例、規則などに則し、おおむね適正に執行管理されているものと認められた。しかしながら、中には改善や注意または検討を必要とするものがあるので、「意見および要望」として記載した。なお、監査時に口頭で改善等を促した軽微な事項については、記載を省略している。

については、これらを真摯に受け止め、実効性ある措置を速やかに講じるとともに、市民福祉の増進と効率的な行政執行の確保に向け、速やかに対応されるよう望むものである。

## 内部統制体制の整備推進について〔共通事項〕

地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）により、監査制度の充実強化および地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されたところである。その背景には、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まっていることがある。

改正法に基づき、令和 2 年度から都道府県や指定都市に内部統制の体制整備や方針の策定が義務付けられ、本市においては努力義務となっているが、市の行財政事務を適正に執行していくには、早期に内部統制体制を整備推進していく必要があると考える。

本市においては、内部統制方針は作成されていないが、各職場におけるリスク管理の把握、業務マニュアルの作成は、内部統制を効果的に機能させる取組の一部であり、極めて重要であるため、昨年度に引き続き、各所属におけるマニュアルの整備状況やリスク管理の状況等について調査を行った。

その結果、組織全体で対応し、改善を要すると考えられる事項があったので、次のとおり意見する。

### 意見および要望

#### 業務マニュアルの整備状況について

本市 39 部局における業務マニュアルの整備状況（窓口電子マニュアルを除く。）を確認したところ、所管業務全てにおいて整備済みが 7 部局、主な業務について整備済みが 31 部局、整備中が 1 部局であった。昨年度未整備であった 6 部局全てにおいてマニュアルの整備が図られ、大幅な改善が見られたものの、依然として多くの部局において、一部の業務に限られたマニュアル整備に留まっていることから、引き続きマニュアル作成は所管業務全てにおいて進めていただきたい。

また、今年度の定期監査では、各部局においてマニュアルの整備が進んだものの、「業務マニュアルとは、どのようなものを指すのか」という意見が昨年度同様にあったことから、組織（職員）内での業務マニュアルそのものの認識に差異が生じているものと考えられる。業務マニュアルは、業務所管部署の職員の作業を標準化し、同一基準に基づいて判断が下せるなど、業務の水準と質を常に確保することができるものであり、業務マニュアルに対する市の統一した考え方や業務マニュアル策定に係る統一様式を職員に提示することが効果的である。

このような取組により、職員の業務マニュアルに対する理解向上や、業務マニュアル活用の手法を検討することで、各業務におけるリスクの把握、リスク低減を図っていくことにも

繋がる。また、職員個人の経験や知見等により事務手続に差異が生じるリスクを排除し、組織として一定の業務水準が確保できるため、市民に対し業務処理の適正性を示す上で非常に有効であることから、早急にマニュアル整備に向けた取組を進められたい。

業務マニュアルの整備状況

所属(部)	(課)	マニュアル 整備状況	所属(部)	(課)	マニュアル 整備状況	
政策推進部 (市長公室)	政策推進課	○	まち整備部 (経済振興局)	シティセールス課	○	
	情報政策課	○		農政商工課	○	
	防災危機管理課			建設課	○	
	秘書室			都市計画課	○	
総務部	総務課	○		"(駐車場特会)	○	
	財政契約課	○		上下水道課(上水)	○	
	人権政策課	○		上下水道課(下水)	○	
市民部	自治環境課			まち保全課	○	
	地域振興課	○		教育部	教育総務課	○
	市民保険課	○			学校教育課	
	"(国保特会)	○	学校給食課		○	
	"(後期特会)	○	生涯学習課		○	
	税務課		図書館・はにわ館		○	
	収納対策課	○	スポーツ推進課			
くらし支援部 (こども未来局)	福祉政策課	○	会計室		○	
	高齢福祉課	○	議会事務局	○		
	社会福祉課	○	監査委員事務局・公平委員会事務局	○		
	健康づくり課		農業委員会事務局	○		
	新型コロナウイルス スワクチン接種推 進室					
	子育て支援課	○				
	保育幼稚園課	○				

マニュアル整備状況区分 : 所管業務全てにおいて整備済み  
: 一部の業務について整備済み  
: 整備中  
x : 未整備

#### 公金および準公金取扱マニュアル等の作成について

今年度の監査では、公金および準公金が適正に管理されているか、昨年度に引き続き市が開設する各行政サービスセンター（吉槻行政サービスセンター、柏原行政サービスセンター、醒井行政サービスセンター、息郷行政サービスセンター）に赴き、公金や準公金の管理状況について調査を行った。保管されていた公金は、釣銭および手数料、納税者から受け取った税金等の現金のみであり、切手、はがきなどの準公金に相当するようなものは確認できなかった。

調査の結果、いずれの行政サービスセンターも過不足なく適正に管理されていた。しかしながら、本市においては、組織全体で統一した準公金の取扱いおよび保管に係るルールが策定されていないため、その必要性についてこれまでから意見しているところである。今年度も依然として市全体で統一した準公金の取扱いおよび保管に係るルールが策定されていない状況であったため、公金および準公金取扱マニュアルの策定に向け、具体的な取組を進められたい。

## 固定資産税に係る事務事業について〔市民部 税務課〕

### 1 監査の目的および対象

地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめとした増大する役割に対応するため、地方自治を進める財政基盤のひとつに地方税が挙げられる。

本市の財政運営は、今まで以上に厳しい状況が見込まれており、中長期的に財源を確保するためには、税等収入の強化を図ることが必要不可欠なことである。

このような状況において、自主財源の要である市税収入の安定的な確保が、今後も重要な課題となっていくという観点から、市税の歳入に係る事務が関係法令等に従い適切に執行されているかということに加え、課税されるべきものが漏れなくかつ公平に課税されているかなどについて、監査を実施することは有意義であると考えます。

今年度監査では、3年おきに土地・家屋の評価を見直す固定資産の評価替えが行われ、これに基づき適正課税が行われているかなど「固定資産税」に係る「家屋区分」の事務手続に主眼を置き、所管課から報告および関係書類の確認、提出を求め監査を実施した。

#### (1) 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在において、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」という。)を所有している者が、その固定資産の価格を基に算定された税額を固定資産の在する市町村に納める税金である。税額の算定に当たっては、まず、固定資産を評価することによって、その価格を決定する。次にその価格を基に課税標準額を算出し、この額に税率を乗じることにより税額が算定される。

また、固定資産税の課税客体は、下表のとおり3つに分類される。

#### 固定資産の課税客体

区分	課税客体
土地	田、畑、宅地、山林、池沼、牧場、原野、雑種地など
家屋	住家、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物
償却資産	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる設備、機械器具など

(出所：地方税法第341条)

↓  
今回の監査対象

#### (2) 家屋の要件について

地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第3号に、家屋とは「住宅、店舗、工場(発電所及び変電所を含む。)倉庫その他の建物をいう。」と規定されている。

課税客体としての家屋と認定される要件としては、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」(平成22年4月1日付け総務省第16号総務大臣通知)において、

「家屋とは不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の建物とその意義を同じくするものであり、したがって登記簿に記載されるべき建物をいうことであること。」と示されている。

「不動産登記法」の建物とは、不動産登記法第 44 条第 2 項で「建物の種類、構造及び床面積に関し必要な事項は、法務省令で定める。」とし、これを受け、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 111 条において、「建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した構造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの」と規定している。

つまり、「外気分断性」「定着性」「用途性」を満たしていれば、家屋として課税対象となる。もちろん、車庫や物置などの簡易な構造の建物であっても以上の要件を満たしていれば、課税の対象となる。

### （ 3 ）固定資産税の評価替えについて

総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、3 年に 1 度の基準年度に土地・家屋の評価を見直すことである。膨大な量の土地・家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることなどから、3 年ごとに評価を見直す制度がとられている。

## 2 家屋等の把握の方法について

所管課での課税対象物の把握の方法は、家屋の新築や増築に際して、市を経由する建築確認申請書の情報のほか、法務局の登記履歴（登記済通知書等）により、職員が現地を確認した上で家屋に係る評価業務を行なっている。しかし、車庫や倉庫など、床面積 10 m<sup>2</sup>以下の家屋の増築の場合は、建築確認申請の手続を必要とせず、このような家屋の存在確認は、航空写真や現地調査等により確認する業務が必要となってくる。つまり、課税対象である建物のうち、床面積 10 m<sup>2</sup>以下の建物については、増築された情報を市が把握できないこともあるため、課税漏れの危険性が生じるということである。

例えば、新築の住宅を建築し、家屋評価が行われた後、建築確認申請を必要としない床面積 10 m<sup>2</sup>以下の車庫等を増築した場合、所管課での把握が難しくなる。

### 新築増築家屋の把握の方法

	床面積	把握の方法
家屋 (倉庫、車庫等)	10 m <sup>2</sup> 超	建築確認申請書、登記履歴
	10 m <sup>2</sup> 以下	航空写真や現地調査等によって把握、登記履歴



課税漏れのリスクあり

このような事態を回避するための主な取組として、3年に1度実施される固定資産評価業務委託（平成30年から令和2年度債務負担行為54,226千円）内において、家屋経年異動判別調査業務として、新旧の航空写真、現状の家屋データ等との比較により、未評価家屋や滅失家屋等を把握することとしている。また、当該委託業務の成果物として、「新築・増築」、「滅失」、「家屋 無壁」、「形状修正・建て替え」等に区分された一覧表等（以下「家屋一覧表」という。）を作成することとされており、その家屋一覧表等を基に担当職員は、現地調査等を行い、課税対象であるか否かを見極め、課税漏れの有無を確認しなければならない。

### 【問題点】

今回の監査では、市内にある床面積 10 m<sup>2</sup>以下と推測される建物（付属建物）について、109件の家屋（倉庫、車庫）を無作為抽出し、適正かつ公平な課税が行われているかどうかの試査を行った。抽出の方法は、市の保有する統合型GISシステムを活用し、航空写真で確認することができる家屋（倉庫、車庫）を、当事務局で無作為に抽出し、税務課所管の固定資産評価システムにおいて課税状況を確認した。

その結果、109件中25件（22.9%）が課税漏れの可能性がある未評価家屋で現地調査を要する物件であることを確認した。

このことを受けて、評価替え委託業務の成果物である「家屋一覧表」が有効に活用されているかを確認するため、過去2期分の資料を確認したところ、所管課では十分に活用がされておらず、課税漏れの可能性がある建物の詳細な調査は行われていなかった。

また、10 m<sup>2</sup>以下の新築・増築された家屋の確認や、滅失され課税しない家屋等の確認の

方法を所管課に照会したところ、住宅用家屋証明書の申請や（未登記）家屋異動申告書等により確認しているとの回答であった。しかしながら、それら手続を家屋所有者が行わなかった場合、新築・増築された家屋の確認や滅失され課税しない家屋等の把握をすることは困難である。現在の所管課の対応では、本来ならば賦課対象とすべき家屋等が課税漏れとなるリスク、または家屋等の滅失により賦課してはならない物件に対して賦課し続けるリスクを有するにも関わらず、具体的な防止策が講じられていない状態であった。

所管課においては固定資産税の適正な賦課に資するため、航空写真や現地調査等による現状把握などに堅実に取り組み、更には、先述委託業務に係る成果物「家屋一覧表」の積極的な活用などにより、課税漏れの要因分析や実態の掌握に努め、早急に是正されるよう意見する。

なお、市税等の適正課税については、課税されるべきものが漏れなく課税され、納付されるべきものが納付されていることが基本であり、税の負担は、公平・公正でなければならぬことを念頭に置き、職務を遂行されたい。

### 3 自治会（認可地縁団体）所有資産への課税について

自治会等は、法律上いわゆる「権利能力なき社団」と位置付けられ、かつては法人格を持っていなかったことから、土地や集会施設などの財産を保有している場合でも、当該団体名義での不動産登記ができなかった。そのため、不動産の登記名義を自治会長個人あるいは役員の共有名義にせざるを得ず、また、名義人の死亡による相続手続き漏れの問題など、自治会等の保有資産をめぐる問題が多発していた。

このような問題を解消するために、不動産を保有あるいは保有を予定している自治会等が、当該団体名義での不動産登記を可能にするために、平成3年に地方自治法が改正され、不動産を保有または保有を予定している自治会等が、市長から認可を受けることで法人格を取得することが可能となった。米原市においては、市内の110自治会中、90団体が地縁団体として認可されている。（令和4年9月末現在）このような状況から、認可地縁団体ごと所有資産を集約した固定資産名寄帳兼課税台帳（以下「課税台帳」という。）を確認し、適正に課税されているかの調査を行った。

#### 【問題点】

##### （1）自治会が所有する資産に対する課税状況について

課税台帳を確認したところ、殆どの自治会において所有する自治会館や倉庫等の家屋の多くが課税台帳に記載されておらず、所在が確認できなかった。自治会館等が記載されていない理由について所管課に確認したところ、「対象家屋が自治会館等であって減免となる家屋であることが確実であるようなものについては、合併前から家屋評価がなされておらず、課税台帳に登録されていない。所管課としては、特に不都合は生じていないが、使用用途によっては課税対象となる資産も存在することから、近年では、新たに建設された全ての家屋の評価を行っている。」との回答であった。

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮することとされている。とりわけ公益性を理由として固定資産税の減免を行う場合には、減免対象資産の使用実態やその公益性の判断が問題とされたものがあつたことも踏まえ、使用実態を的確に把握した上で、公益性の有無等が条例で定める要件に該当するかを厳正に判断する必要がある。つまり、自治会所有の家屋等であっても、その使用用途については、市として当然、正確に把握する必要がある。固定資産税の家屋評価等も行われるべきである。その上で、必要があれば、減免申請手続を経て、固定資産税が減免されるべきであり、所管課の事務事業に関しては、地方税法および米原市税条例等の法令を厳正に遵守した事務手続を励行されたい。

なお、そのほかにも、自治会名義の農地、宅地、雑種地、農業法人等の作業場、倉庫が存在する土地、農業法人等へ貸している倉庫（未評価物件）等、本来であれば課税しなければならないと考えられる資産が、減免、非課税扱いとなっているものも散見されたため、早急に課税台帳の精査を行い、適正課税に努められたい。

## (2) 固定資産税の減免申請について

米原市税条例第 71 条第 2 項に、「固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。」と規定されている。

台帳に記載のある減免適用の正当性(根拠)を確認するため、令和 4 年度賦課で固定資産税の減免を適用している自治会から提出のあった減免申請書の提出を所管課に求めたが、賦課初年度に減免申請書の提出があった以降、年度ごとには減免申請書の提出は求めているとのことであった。

固定資産税を含む市税等は、先に記したとおり、減免対象資産の使用実態を的確に把握した上で、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断する必要がある。そもそも市税等は、年度ごとに賦課徴収されるものであり、減免申請書についても年度ごとに提出を求めるべきであると考えます。

現状は、減免申請を提出されないまま、減免が適用されているような状態となるため、早急に是正されたい。また、減免申請書の提出を求めないのであれば、その旨の規定を設けるべきである。

### ○米原市税条例 抜粋

#### (固定資産税の減免)

第 71 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前 3 号に掲げるものを除くほか特別の事由があるもの

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積および価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積および価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量および価格
- (5) 減免を受けようとする事由および前項第 3 号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第 1 項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

### (3) 固定資産の非課税および減免の区分けについて

米原市税の減免に関する規則第3条第1項第5号に規定する「地域の公共の用に供する固定資産およびこれに類するもの」は、いわゆる自治会館用地や公園用地などが該当し、これらは減免対象固定資産と目される。

課税台帳を確認したところ、減免対象資産であるにも関わらず、非課税資産として登録されている自治会所有の土地等が散見された。さらに、課税台帳には、非課税として資産登録されているため、評価そのものが行われていない資産も散見された。

固定資産税の取扱いには、課税、非課税、減免、その他には課税標準額によって税金がからなくなる免税点等がある。

「非課税」は、地方税法第348条に基づき、該当する固定資産に対しては課税することができないものである。一方、「減免」は、地方税法第367条に、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定されている。つまり、課税された資産を特別の事情がある者に限り減免することができるものと解される。

#### 非課税および減免の違い

	根拠規定	特徴
非課税	地方税法第348条、第702条の2および同法附則第14条等	課税することができない
減免	地方税法第367条、米原市税条例第71条、米原市税の減免に関する規則第3条等	特別の事情がある者に限り減免することができる

本来、自治会等が保有する「地域の公共の用に供する固定資産およびこれに類するもの」は、減免対象の資産であり、土地、建物等の評価を適正に行った上で税額が算定され、その後減免されるべきである。先に述べたとおり、非課税と減免とはその性格を異とするものであるため、地方税法および米原市税条例等の法令に沿った事務手続に努められたい。

### 【統括】

今回の監査において、固定資産税の賦課徴収に関し、一部分を対象として調査を行った。

固定資産税を含む市税の賦課・徴収に当たり、市に求められる役割は、課税の公平性を確保しながら、網羅的かつ正確に賦課し、賦課した市税を効果的かつ効率的に徴収することにより徴収率の向上を図り、財政基盤の安定に貢献することであると考え。

この役割を果たすために、必要な人員を配置して、組織を編成し、業務を円滑にするために情報システムや外部への委託業務等への投資が行われている。

令和4年度の米原市一般会計当初予算 20,880,000千円のうち、市税収入は、6,327,310千円と全体の30.3%を占め、市の自主的な財政運営において最も重要な財源となっている。一方、中長期的には、市税等の中心的な納税者層である生産年齢人口の減少が予想される中、高齢化の進展による扶助費の増加など歳出の増加が予想される。このような状況下において、市税等に関する事務を適切かつ効率的に実施することは、安定的な歳入確保に向けての最重要課題と考えられる。

以上のことから、今回の監査で意見した事項も含め、固定資産税も含めた市税に係る賦課・徴収業務に関して、業務が法令に則して実施され、効率的に行われているか、納税者に対して公平であるか、滞納管理が適切に行われているかなど十分に検証しながら、効果的かつ効率的な事務事業の向上を図り、財政基盤の安定に繋がる取組に期待したい。

## 学校給食費に係る公会計化等の推進について〔教育部〕

### 1 監査の目的および対象

学校給食費の扱いについては、教員の業務負担軽減等の観点から文部科学省から通知された「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」(令和元年7月31日付初等中等教育局長通知)において、地方公共団体の会計に組入れる「公会計制度」を採用するとともに、徴収・管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行うことを推進することとされている。

また、学校給食費に関しては、これまでの監査において、教育委員会が取り扱う業務として「学校給食費保護者等負担金(以下「学校給食費」という。)の未収金に係る事務手続」、「学校徴収金の管理等に係る事務手続」等について適切な執行を行うよう意見してきたところである。制度の運用に関して、本市では文部科学省から通知された「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」を受け、各学校で行われていた学校徴収金事務を令和3年4月1日から教育委員会事務局へ事務移管が行われている。今回の監査においては米原市が実施する学校給食制度全体を把握するとともに、債権管理等に係る事務リスクを明らかにすること、当該事務が関係法令および規程等に適合し適正で効率的かつ効果的に行われているか監査手続を通じて検証することを目的とする。

学校徴収金 学校給食費、学級費等のこと

### 2 学校給食費の「公会計」と「私会計」について

学校給食費は、学校に通う児童生徒の保護者から徴収し、それを財源として食材等を購入することが原則となっている。それを地方自治体の歳入・歳出に明確に組入れ、徴収・管理も自治体自身が行うことを「公会計」、学校現場で学級担任教員や事務職員などが徴収・管理することを「私会計」という。

### 3 学校給食費制度の背景について

戦後の学校給食は、食糧不足などを背景に、学校や地域・保護者が独自に取り組んだことに始まり、その後、1954(昭和29)年に学校給食法が制定され、広く全国に普及していった。当時から学校給食費の徴収・管理を誰が行うかが議論になっていたが、1957(昭和32)年に文部省(当時)が学校給食費は校長の私的処理で差し支えないとの見解を示したことを契機として学校給食費の私会計が制度的に定着したものとされている。

当時は、金融機関も未発達で、自治体の財政システムも整っておらず、各学校で徴収・管理するのが、最も現実的な方法であった。とはいえ、今日では、金融機関の発達や、コンビニ納付の導入等により徴収方法が多様化したこと、また教職員の働き方改革が叫ばれたことなどを背景に、今まで各学校で行ってきた学校給食費の徴収・管理など、教員勤務の負担

となっている業務の見直しが必要であるとして、文部科学省は、平成 18 年 7 月に「学校給食費徴収・管理ガイドライン」を策定するとともに、学校給食費の公会計化を推進するよう通知し、令和元年 7 月には「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を示している。

【学校給食費の扱い等に関する文部省通達（抜粋）】

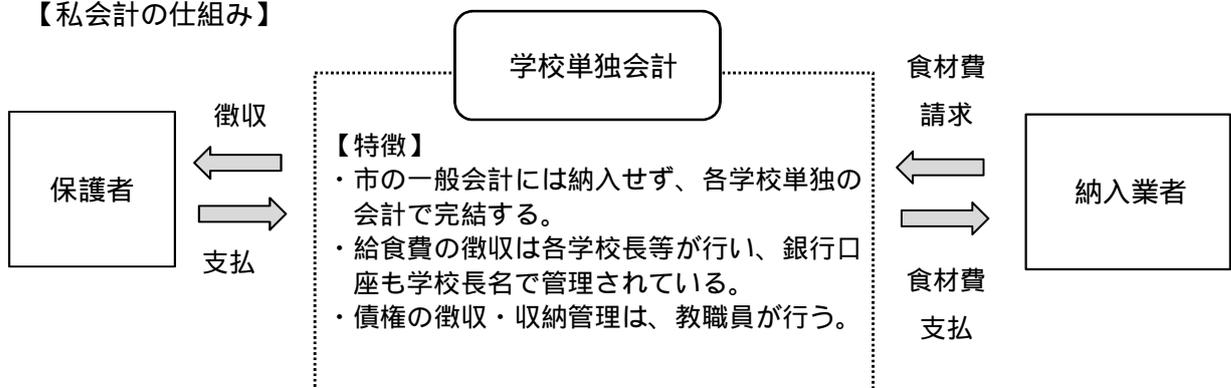
保護者の負担する学校給食費を歳入とする必要はなく、校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、差し支えない（昭和 32 年 12 月 18 日委管 77 号）。

学校給食法は、児童または生徒が学校給食を受ける場合の保護者の負担の範囲を明らかにしたもので、保護者に公法上の負担義務を課したものでなく、学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要はない（昭和 33 年 4 月 9 日委管 77 号）。

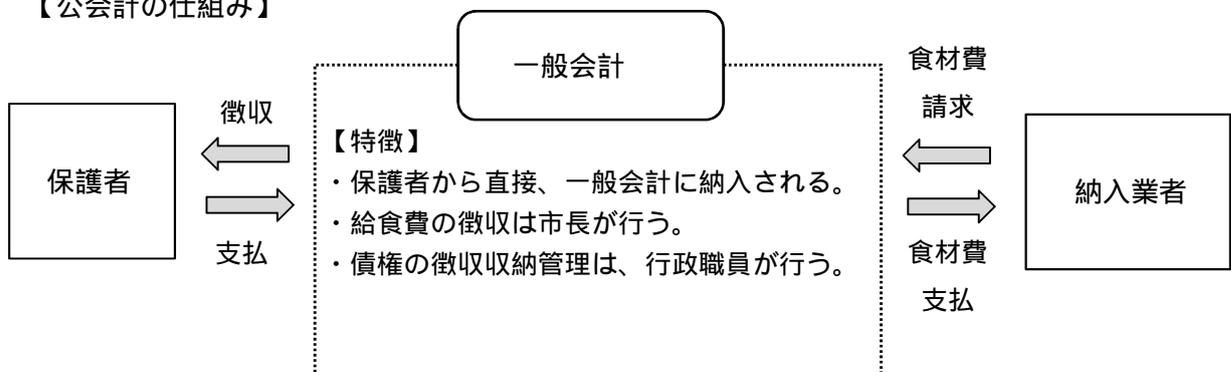
学校給食共同調理場は法 244 条に規定する公の施設ではなく、学校給食費は公の施設の使用料ではないが、市町村の予算に計上し、処理することは差し支えない（昭和 39 年 7 月 16 日委体 34 号）。

学校給食費の経理については、特別会計で処理することもでき、この場合には、学校給食費の額は、地方公共団体の長が教育委員会の意見を聞いて決定するものと解するが、その場合に、ただちに徴収条例の制定を必要とするものとは解さない（昭和 42 年 12 月 26 日委体 10 の 2 号）。

【私会計の仕組み】



【公会計の仕組み】

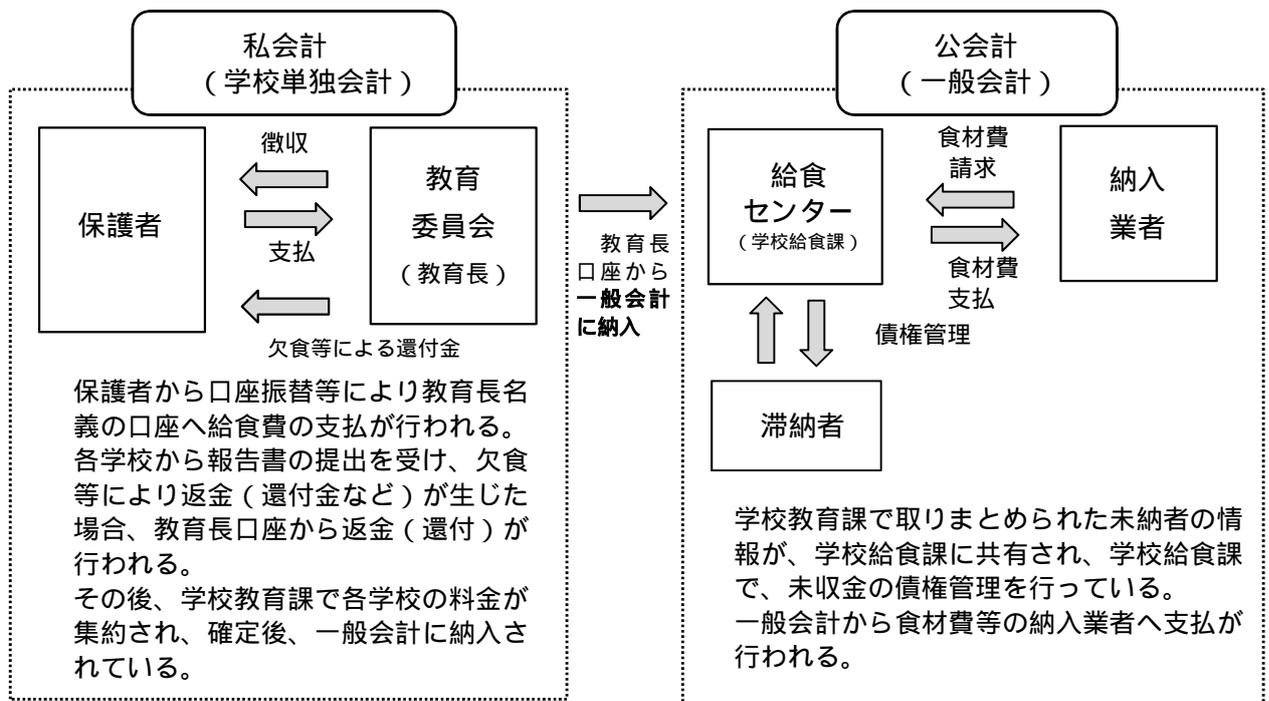


#### 4 米原市学校給食制度の運用について

本市の学校給食費の取扱いについて確認を行ったところ、保護者から徴収した学校給食費は、一旦、教育長名義の口座に納入され、欠食等による還付等の手続などを行った後、精算された金額が最終的に月ごとに市の一般会計に納入されることが確認できた。業務の流れは次に示すフロー図のとおりであるが、私会計と公会計が混在している状態が見てとれる。なお、文部科学省が実施する学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査において、本市は「公会計化している」と報告している。

学校給食費の徴収は、原則、学校給食費と学級費等を合わせて学校徴収金として保護者の預貯金口座から口座振替による方法が採られている。なお、本市では、教員の業務負担軽減等の取組として、これまで各学校で徴収管理されていた学校徴収金を、令和3年4月1日からは教育長が行うこととし、教育委員会事務局へ事務移管された。

【米原市の学校給食費 フロー図】



【問題点】

(1) 実質的な債権者について

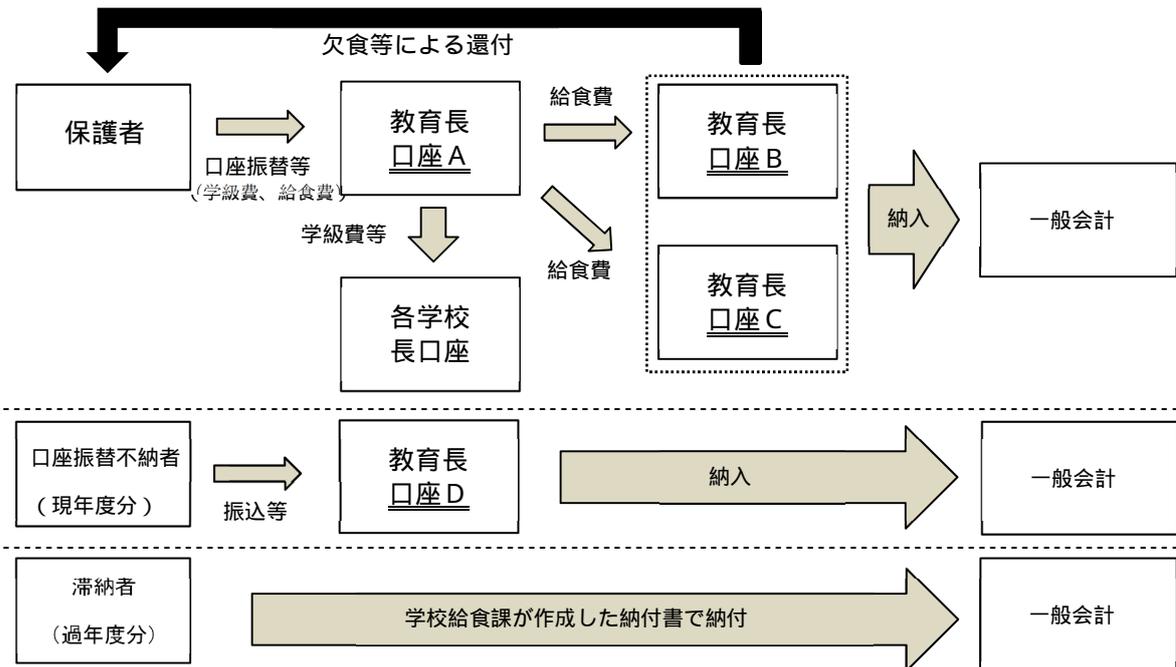
学校給食費を含む学校徴収金の現金の流れは下図の通りとなっている。

学校給食費の徴収に関し、保護者から口座振替等により「教育長」名義で徴収が行われていることから、徴収される保護者からすれば、債権者は教育長との認識になる。

しかし、これは事務的な運用にすぎず、一旦、教育長名義の口座に集約され、児童生徒の欠食等による還付金の精算等が行われた学校給食費相当額を、教育長名義の口座から一般会計に振替えている。すなわち、保護者から徴収した学校給食費は、最終的に一般会計に納入されていることから、実質的な債権者は市長ということになる。

なお、教育長口座を経由する必要性を所管課に確認したところ、それまで各学校が個別に対応にあっていた学校徴収金事務が、教職員の働き方改革を踏まえ、令和3年度から教育委員会事務局に事務移管がなされ、最終的に各学校で管理されている学級費等と、一般会計に納入する給食費とを一括で徴収し各会計に振り分けることとなったが、それぞれの額が確定するまで一定期間を留保する必要性が生じたため、教育長口座を作るに至ったとのことであった。

学校徴収金のフロー図



通帳	使用目的
教育長 口座 A	口座振替用
教育長 口座 B	児童生徒用給食費管理
教育長 口座 C	教職員用給食費管理

通帳	使用目的
教育長 口座 D	滞納者からの支払管理
各学校長 口座	各学校で学費等を管理

本市においては、学校給食に関する収入および支出について一般会計の位置づけで予算計上していることから、学校給食費が公会計化されていることは明らかであり、このことからしても保護者が市に直接納付すべきものとする。

なお、米原市学校等給食費徴収規則（令和4年3月15日規則第9号）には、徴収管理に関する部分について、市長が行う旨が明記されている。

## (2) 学校徴収金に係る事務体制について

学校教育課では、学校徴収金が一般会計に納入（学級費等は各学校会計に納入）されるまでの一連の事務を所管しているが、その業務は多岐にわたっている。一方、学校給食課では滞納者への支払督促等の滞納管理、給食に使用する材料の発注等の事務を所管している。

学校教育課で所管している学校徴収金事務は、市内15校、在校生数約3,000人（令和5年2月1日現在）と、教職員等に関する膨大な情報を基に執り行う必要があり、更には喫食者・喫食数に関する情報収集や、欠食による返金（還付）作業が伴うことから担当職員に大きな業務負荷が生じている。また、学校徴収金等を管理する口座には、1か月当たり約1,500万円程度の多額の金額が扱われ、また、一般会計に納入するまでに相当の時間を要しているため、2か月から3か月分の現金が教育長口座に常時滞留している。

管理する情報	概要
全児童・生徒および教職員の名簿	学校給食の実施対象となりうる者の把握
学校給食の提供を受けないもの	長期欠席等により、学校給食の提供を受けないものや学校給食の喫食を希望しないもの
学校行事等による学校給食費の一律減額	校外学習等の学校行事や非常変災その他急迫の事情による臨時休業等により学校給食を実施しない日が生じた場合の減額情報等
食物アレルギー等による個別対応	食物アレルギー対応の必要性や、一部食材（牛乳等）を提供しない場合の減額情報等
学校給食費の納付状況	学校給食費の納入期日ごとの納付の有無
生活保護費や就学援助等の受給状況	生活保護や就学援助等により学校給食費の支援を受けているものの情報

このような状況を踏まえ、学校徴収金事務の実態を確認したところ、所管する学校教育課では、学校徴収金等に付帯する膨大な情報（上表参照）をExcel等で管理し、紙ベース等で関係部署に照会を行うなどし、業務が執行されていた。また、少人数の担当職員により、管理業務が手作業により進められているため、一般会計納入までの間、相応の時間を要することは必然の状況であり、国の示す学校給食費徴収・管理に関するガイドラインにも、学校給食費の公会計化に伴い、業務システム導入の必要性や可能性について検討することが謳われている。

本業務は、徴収から債権管理まで多岐にわたり、効率化、正確性の確保が急務であるが、担当職員が少人数に限られる現状においては、システム導入が有効な手段であると考え

る。なお、システムの導入に際しては、費用対効果はもとより国の学校給食費無償化の動向なども注視しながら十分な検討を行う必要がある。

また、事務移管によって所管課職員の業務量が相対的に増加していることから、必要な人員の配置と同時に、料金収納や債権管理等において、人事部門や収納部門などと横断的な連携体制を構築することが望ましい。

### (3) 学校給食費収納の時差について

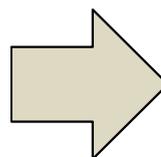
これまで述べたとおり、学校給食費が一般会計に納入されるまでに様々な調整業務を要するため、下表に示す通り相当な時間を費やしている。このような状況にあるため、先に述べた教育長名義の口座には、常時2か月分から3か月分の学校給食費が滞留している状態で、その金額は3,000万円前後で推移し、口座残高が4,600万円を超える月も確認した。

定期監査実施後、所管課では業務改善に向けた検討を進めているとの報告を受けており、一般会計に給食費相当額を納入するまでの期間が、以前と比べ2週間程度短縮されたことも確認できた。

しかしながら、本来であれば、学校給食費が口座から振替えられた日が収納日であると考えられ、また、債権についても当該口座振替日を起点として管理されるべきであり、現在の状況は、依然として適切な債権管理が行えているとは言い難い。

#### 口座振替日から一般会計納入までの時差について

年度	徴収月	口座振替日 (保護者 教育長)	一般会計納入日 (教育長 市長)
R3	3月分	令和4年3月1日	令和4年5月27日
R4	4月分	令和4年4月15日	令和4年7月22日
	5月分	令和4年5月10日	令和4年8月10日
	6月分	令和4年6月10日	令和4年9月8日
	7月分	令和4年7月1日	令和4年10月11日
	9月分	令和4年9月9日	令和4年11月18日
	10月分	令和4年10月7日	令和4年12月19日
	11月分	令和4年11月10日	令和5年2月22日
	12月分	令和4年12月1日	令和5年3月17日
	1月分	令和5年1月10日	令和5年4月11日
	2月分	令和5年2月10日	令和5年4月26日
	3月分	令和5年3月1日	令和5年5月12日

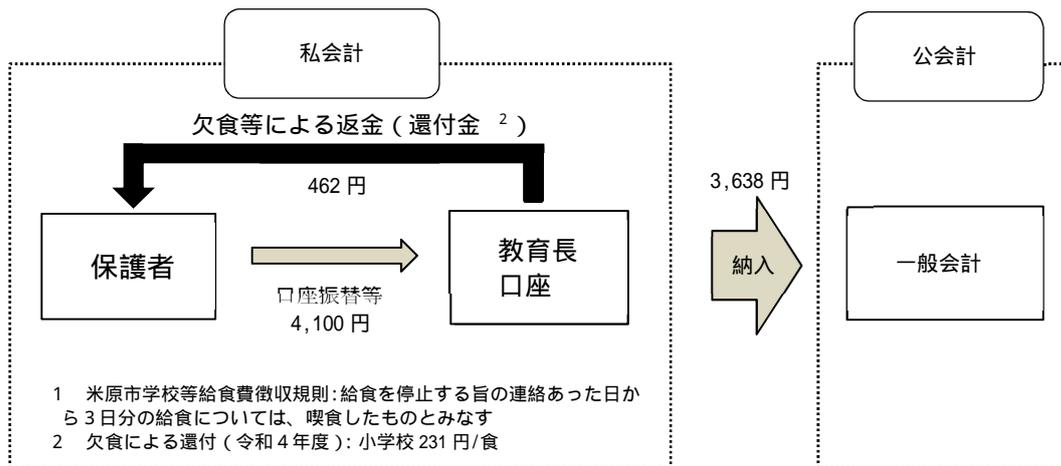


納付確認、欠食等の確認、給食費の還付等の整理を行った後、納入することにより、時差が生じている。

#### (4) 欠食等による還付金について

長期欠席等により学校給食の提供を受けない者や学校給食の喫食を希望しない者等に対しては、当該欠食分の学校給食費が還付金として支出されている。本市では、毎月定額（小学校 4,100 円、中学校 4,600 円）の学校給食費を口座振替により収納しており、欠食等により学校給食費還付金が発生した場合は、学校給食費が一旦収納されている教育長名義の口座から、直接各保護者に対し還付金が支払われている。

学校給食費に係る還付金フロー図【小学校：給食 5 日間停止の場合（2 日欠食）<sup>1</sup>】



上図の事例では、保護者が支払った学校給食費は 4,100 円で、欠食等により発生した還付金 462 円が教育長口座から保護者に返金され、その後、還付金額が控除された残りの金額 3,638 円が一般会計へ納入されている。ここで問題となるのは、保護者が支払った金額は 4,100 円であるのに対し、一般会計に納入された金額が 3,638 円となり、還付金 462 円が公会計上では、把握できないことである。本来であれば、一連の流れとして扱うべき学校給食費が、異なる会計間で経理されることによって、債権の正確な把握が困難な状態となっている。学校給食費を公会計化するのであれば、保護者から一般会計に直接収納し、還付金等についても市の一般会計から支出することが原則であることから、改善に努められたい。

#### (5) 学校給食の申込みについて

学校給食費に関連する事務を移管したことに併せ、市教育委員会規則を廃止し、新たに市の規則として令和 4 年に制定された米原市学校等給食費徴収規則第 3 条には「給食の提供を受けようとする者は、学校等給食申込書兼同意書および口座振替依頼書を教育委員会に提出して申し込まなければならない。」と規定されており、学校給食の申込み先は市教育委員会となっている。

学校給食は、そもそも市（市長）が提供するものであるため、保護者からの申込み先（債権者）は市長であるべきと考えるが、現行の規則は、十分な検討がなされず、新たな運用体制に合わせて条文等が整理されたように見受けられるため、まずは事務の流れや、制度

運用を改善し、その上で公会計化に則した体系となるよう例規等の見直しを図りたい。

(6)滞納管理について

学校給食費は、保護者が負担する児童生徒等の学校給食の食材費相当分であるが、この未収金は、児童生徒が卒業すると保護者の納付意識が更に低下することで徴収がより困難になると考えられるため、児童生徒の在校中に徴収できるよう適時適正に効果的な対応を行い、現年度分の未収金を発生させないよう、これまでから意見しているところである。

督促状の発送遅延について

債権管理マニュアルでは、督促状の発行が滞納処分の前提となる要件として、原則として納期限経過後 20 日以内に発行することとなっている。ところが、昨年度監査において、督促状発送の有無が把握できないものも含め、督促状未発送の債権が存在することを確認している。

今年度監査においても令和 3 年度の督促発送記録を確認したところ、4 月分から 7 月分までは発送までに 2 か月程度を要しており、9 月分以降に関しては 2 回に分けてまとめて発送されるなど、債権管理マニュアルに基づく適時適正な事務手続が行われていない状況であった。

そもそも、督促状には時効中断の法的な効力があり、発送の遅延は無用な時効の延長に繋がりにくいことから、債権管理マニュアルに沿った適時適正な事務手続を行うよう意見する。

令和 3 年度に係る督促状発送日

徴収月	口座振替日 (納付期限)	債権管理マニュアル 督促状の発送予定日 (納付期限の 20 日以内)	実際の督促状発送日
4 月分	令和 3 年 4 月 15 日	令和 3 年 5 月 5 日	令和 3 年 6 月 15 日
5 月分	令和 3 年 5 月 10 日	令和 3 年 5 月 30 日	令和 3 年 7 月 6 日
6 月分	令和 3 年 6 月 10 日	令和 3 年 6 月 30 日	令和 3 年 8 月 4 日
7 月分	令和 3 年 7 月 1 日	令和 3 年 7 月 21 日	令和 3 年 9 月 4 日
9 月分	令和 3 年 9 月 10 日	令和 3 年 9 月 30 日	令和 4 年 3 月 30 日
10 月分	令和 3 年 10 月 8 日	令和 3 年 10 月 28 日	
11 月分	令和 3 年 11 月 10 日	令和 3 年 11 月 30 日	
12 月分	令和 3 年 12 月 1 日	令和 3 年 12 月 21 日	
1 月分	令和 4 年 1 月 7 日	令和 4 年 1 月 27 日	
2 月分	令和 4 年 2 月 10 日	令和 4 年 3 月 2 日	令和 4 年 5 月 25 日
3 月分	令和 4 年 3 月 1 日	令和 4 年 3 月 21 日	

#### 督促状の発送記録の未記載について

債権管理マニュアルでは、債権管理を適正に行うため、督促状を発行した場合は、発行年月日、納期限、送付相手、返戻の有無等を債権管理台帳に記載することとなっている。学校給食費に係る滞納者の債権管理台帳を確認したところ、督促状の発送状況を確認できない(記録されていない)台帳が複数存在した。なお、債権管理マニュアルによると、納期限経過後 20 日以降に発行された督促状も有効であるため、未発行が判明した時点で直ちに督促状を発行することとしている。このことは訓示規定であり、これを経過しても時効完成前であれば時効中断は認められている。なお、督促状の発送が確認できない債務に関しては、過去に遡り債権整理を行い、債権管理マニュアルに基づく適時適正な事務手続を早急に行われたい。

#### 債権管理台帳の未整備について

債権管理台帳は、債権の発生以後、徴収事務等に係る必要事項について、適正に記録して管理しなければならず、台帳には米原市債権管理条例施行規則(平成 25 年 7 月 1 日規則第 39 号)第 2 条に規定する事項を記載し、未納が発生した場合や督促状を発行した場合は、発行年月日、納期限等を適宜台帳に記載しながら適正に管理することが求められる。しかしながら、所管課の管理している債権管理台帳について確認したところ、令和 3 年度に新たに滞納者となっている債務者について債権管理台帳が作成されていない状態となっていることが発覚した。未作成の債務者に関しては、新たに債権管理台帳を作成し、適正に債権管理が行われるよう意見する。

#### 管理表と債権管理台帳の債権額の不整合について

学校給食課では、滞納者全体を総括する管理表と債務者個人を管理する債権管理台帳が作成されている。この管理表と債権管理台帳の滞納額は一致すべきだが、監査基準日現在において、金額が一致しない箇所が散見された。その主な原因として、滞納している金額を債務者個人の債権管理台帳に追記されていないものや、管理表において入力された数値が正常に反映されておらず誤った状態であるにもかかわらず、そのまま有効な値として扱われている事例などが確認された。

債権管理台帳の金額の突合については、適切な債権管理の根幹となる部分で、債権管理台帳に記載する金額の取扱いは正確・慎重に業務を進める必要がある。収納すべき金額、収納した金額など債権管理台帳を更新する際は迅速かつ正確に作業を進め、債権管理マニュアルに沿った適正な債権管理を行うよう意見する。

## 【総括】

今年度の定期監査では、市が実施する学校給食制度全体を把握するとともに債権管理などに関するリスクを明らかにすること、事務事業が関係法令および規程等に適合し適正で効率的かつ効果的に行われているかを検証した。

学校給食制度における会計の扱いについては、教員の業務負担軽減等の観点から、地方公共団体の会計に組入れる公会計制度を採用するとともに、徴収・管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行うことが望ましいとされており、全国で学校給食費の公会計化に取り組む自治体が増加している。文部科学省が実施する学校給食費に係る公会計化等の実施・検討状況では、学校給食費の公会計化を実施している地方公共団体は 31.3%、公会計化を準備・検討している自治体は 62.2%であった。なお、この調査によると滋賀県内の実施状況は 12 市中 10 市が公会計化を実施もしくは検討している状況である。

学校給食費の会計処理については、公会計、私会計のいずれで行うかは、設置者である各地方自治体の裁量に委ねられており、従前から私会計が認められてきた経緯もあることから、本市の現在の制度運営が正しいのかどうかをここで論ずることは差し控えるが、学校給食費の会計上の扱いは全国的に課題が多く、各自治体において試行錯誤が行われている状況にあることは事実である。

今回の監査手続の中で、本市の学校給食制度運用については、私会計と公会計が混在しているような状態であることが、先に触れた様々な問題の要因となっていることが明らかになった。本市が公会計制度を採用し、学校給食費の徴収・管理を学校ではなく市自らの業務として行うことを原則とするのであれば、市が保護者から学校給食費を直接徴収すべきであり、国のガイドラインに沿って、制度運用を見直すことを検討するべきであると考え。また、現状、所管課においては、多額の預貯金を扱う通帳を事務室において管理している実態があり、その保管状況やチェック体制は脆弱な状態である。このような状況下では、現金の私的利用や着服、盗難、紛失等が発生する事務リスクを伴うため、まずは通帳の保管や管理方法、チェック体制の強化などに努められたい。さらに、学校徴収金事務の移管に伴う担当職員への負担の増加、それに起因する事務誤り等のリスクが増大していることが懸念されることから、必要とする人員の規模や管理システム導入に向けた検討を含め、業務の効率化、業務リスクの軽減化を図られたい。

## 新型コロナウイルス感染症対策事業について〔共通事項〕

### 1 監査の目的および対象

本市は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積極的に活用し、新型コロナウイルスが発生した令和2年度以降、市民のくらし緊急対策として市独自の各種事業を実施している。また、本事業の実施に際しては、補助金等申請事務手続の簡素化や、所管課長の決裁をもって交付を決定できるよう事務専決区分の見直しを行うなど、市民の事務負担の軽減と、補助金等交付の迅速化を図り、事業効果を高めている。

一方、新型コロナウイルス関連の支援金等における不正受給や重複交付などが全国的な問題となっている。国の支援制度である「持続化給付金」に関して、不正に受給したとして、経済産業省は令和5年2月2日時点で、1,730者を認定するとともに、ウェブサイト上に認定者名を公表している。なお、この「持続化給付金」の不正受給総額は17億5,482万6,130円に上っている。

本市においても、本来執るべき事務手続を簡素化していることから、内部統制におけるチェック機能が十分発揮できないことが危惧されるため、昨年度に引き続き、市が実施している一部の事務事業について監査を行い、当該事業の対象経費の審査や交付決定等に係る事務手続が各種例規等に沿って適時適正に行われているかを確認した。

#### 調査対象事業

年度	事業名	担当部署	監査基準日
令和3年	米原市市内事業者感染症対策補助金	まち整備部 経済振興局 農 政 商 工 課	令和4年11月30日
令和3年	米原市市内事業者デジタルトランスフォーメーション推進人材育成補助金	まち整備部 経済振興局 農 政 商 工 課	令和4年11月30日
令和3年	米原市市内事業者デジタル化推進補助金	まち整備部 経済振興局 農 政 商 工 課	令和4年11月30日
令和4年	米原市新型コロナウイルス濃厚接触者等無給休業支援金	くらし支援部 福 祉 政 策 課	令和4年9月30日
令和4年	米原市農業者肥料高騰対策支援金	まち整備部 経済振興局 農 政 商 工 課	令和4年11月30日
令和4年	米原市小規模事業者等物価高騰対策支援金	まち整備部 経済振興局 農 政 商 工 課	令和4年11月30日
令和4年	米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金	まち整備部 経済振興局 シ ティ セ ー ル ス 課	令和4年11月30日

## 2 事業別調査結果

### 米原市市内事業者感染症対策補助金について 《令和3年度実施分》

#### 【概要】

担当部署	まち整備部 経済振興局 農政商工課
補助金の目的	[ 米原市市内事業者感染症対策補助金交付要綱 ] 新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある市内事業者への緊急支援として、事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対して支援することを目的に予算の範囲内で交付する。
対象者	補助金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当するものとし補助金の交付は事業者が複数の店舗または事業を営んでいる場合であっても、一度に限るものとする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 従業員(雇用保険被保険者)の人数が20人以下の事業者 (3) 令和2年度分までの市税等を滞納していない者 (4) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 (5) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
補助対象経費	消毒、清掃、飛沫対策、換気、非接触対応その他衛生管理の取組に要した費用とし、消費税および地方消費税を控除した額とする。令和3年4月1日から令和3年12月15日までの取組に要した費用の支払を完了したものに限り。
交付額	補助金の額は、補助対象経費の合計額の4分の3以内とし、6万円を限度とする。

#### 【事業実施状況】

この補助金は、市内事業者への緊急支援として、事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対する補助制度であり、253件の申請に対し250件(98.8%)の交付決定が行われていた。令和2年度から引き続き実施されている事業であるが、令和3年度において、交付限度額を10万円から6万円に引き下げる等、要綱の一部改正が行われている。

関係書類を確認したところ、補助対象経費として計上された物品は、マスク(116件)や消毒液(53件)等の衛生用品がもっとも多く、次いで空気清浄機54件、エアコン21件であった。エアコンは原則対象外であるが、空気清浄機能または換気機能を有する機種に限り、補助対象としている。審査における事務手続は、補助対象経費に係る領収書等、根拠資料の提出を求め、おおむね適正に行われていたが、領収書の宛名に記名がないものや申請者以外の名前が記名されているものなどが散見された。領収書は、補助金の使用実績等を対外的に説明する根拠資料の一部であるため、厳正な事務手続に努められたい。

米原市市内事業者デジタルトランスフォーメーション推進人材育成補助金について

《令和3年度実施分》

【概要】

担当部署	まち整備部 経済振興局 農政商工課
補助金の目的	[ 米原市市内事業者デジタルトランスフォーメーション推進人材育成補助金交付要綱 ] 新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応した市内商工業の振興を図るため、市内事業者が行うデジタル技術を活用してビジネスモデルを変革する人材の育成等の取組を支援することを目的に予算の範囲内で交付する。
対象者	補助金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当するものとし、補助金の交付は対象者が複数の店舗または事業を営んでいる場合であっても、同一の事業者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 従業員(雇用保険被保険者)の人数が50人以下の事業者 (3) 令和2年度分までの市税等を滞納していない者 (4) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 (5) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
補助対象事業	補助金の交付の対象となる事業は、市内の事業所等において実施する下記に掲げる取組とする。 DX推進人材育成事業 (1) 市内の事業所等に所属する者を対象にした、DX推進人材の育成を目的とする研修会等を市内の会議室等で開催する取組 (2) 市内の事業所等に所属する者を他の者が主催する、DX推進人材の育成を目的とする研修会等に派遣する取組 DX推進人材確保事業 市内の事業所等に勤務させるDX推進人材を募集する取組
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、負担金
交付額	補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

【事業実施状況】

この補助金は、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や、急速に進むデジタル化に対応した市内商工業の振興を図るため、市内事業者のデジタル技術の活用を推進する人材の育成を支援することを目的に交付するものであり、交付件数は2件のみであった。関係書類を確認したところ、補助対象経費に係る領収書等の根拠資料提出を求めて、おおむね適正に行われていた。

米原市市内事業者デジタル化推進補助金について 《令和3年度実施分》

【概要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 農政商工課
補助金の目的	[ 米原市市内事業者デジタル化推進補助金交付要綱 ] 新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応した市内商工業の振興を図るため、市内事業者のデジタル技術を活用した取組を推進することを目的に予算の範囲内で交付する。
対 象 者	補助金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当するものとし、補助金の交付は対象者が複数の店舗または事業を営んでいる場合であっても、同一の事業者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 従業員(雇用保険被保険者)の人数が50人以下の事業者 (3) 令和2年度分までの市税等を滞納していない者 (4) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 (5) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
補助対象事業	補助金の交付の対象となる事業は、市内の事業所等において実施する下記の掲げる取組とする。ただし、令和2年度に「米原市小規模事業者経営発展対策補助金」の交付対象となった事業は、補助対象事業としない。 「新しい生活様式」の導入 デジタル技術を活用して、ウェブ会議やテレワーク等の「新しい生活様式」を導入する事業 販路開拓の取組 デジタル技術を活用して、販路開拓に取り組み、売上高の増加が見込まれる事業 生産性向上の取組 デジタル技術を活用して、業務の効率化や人手不足解消等の生産性向上に取り組む事業
補助対象経費	報償費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費
交 付 額	補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

【事業実施状況】

この支援金は、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応した市内商工業の振興を図るため、市内事業者のデジタル技術を活用した取組を推進することを目的に交付するものであり、監査基準日において、83件の申請に対し、80件(96.4%)の交付決定が行われていた。

当該要綱第3条では、令和2年度に「米原市小規模事業者経営発展対策補助金」の対象と

なった事業は補助対象としない旨規定されているが、関係書類を確認したところ、令和2年度に「米原市小規模事業者経営発展対策補助金」としてパソコンの購入等を補助対象経費とした事業の交付決定を受けているにもかかわらず、令和3年度も当該補助金においても、パソコン等関連の経費を対象として交付決定されている事例（8件）を確認した。

汎用性が高いパソコン等の物品は、当該補助事業以外への利用が可能であることから、本来であれば補助対象経費から除外することが一般的である。しかしながら、この補助金は、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応することを目的としているため、デジタル機器やその他周辺設備に係る経費についても補助対象としていることは一定理解する。とはいえ、同一事業者に対し2か年に渡ってパソコンを補助したことは、制度運用として適切であったか疑義が残る。令和2年度補助金で購入したパソコンが、令和3年度事業に活用できないのか、なぜ新たなパソコンが必要になるのか等の十分な審査確認が必要であったのではないかと考える。

米原市新型コロナウイルス濃厚接触者等無給休業支援金について《令和4年度実施分》

【概要】

担 当 部 署	くらし支援部 福祉政策課
支援金の目的	[ 米原市新型コロナウイルス濃厚接触者等無給休業支援金支給要綱 ] 新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者になったことで無給の休暇取得または休業を余儀なくされた者への緊急支援として、予算の範囲内において支給する。
対 象 者	支援金の支給対象者は、新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者となり無給の休暇を取得し、または休業した者であって、申請日において次の各号の全てに該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 市内に住所を有していること。 (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者、法人から報酬を得ている者または事業活動を行う個人事業主(フリーランスを含む。)もしくはその親族従事者であること。 (3) 休暇取得期間または休業期間中において、給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当または健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく傷病手当金その他給与もしくは事業所得の補填に当たる公的な給付金等の支給を受けていない者または受けない者であること。 (4) 市税等の滞納がないこと。
支給対象日数	支援金の支給の対象となる日数は、対象期間内において、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号それぞれに定めるものとする。 (1) 感染者である場合 感染が確認された日から入院、宿泊療養、保健所の決定による自宅療養が終了した日までの間のうち、休暇または休業により賃金等が得られない日とし、7日を上限とする。 (2) 濃厚接触者である場合 保健所等から外出自粛要請を受けた日から外出自粛要請の期間の最終日までの間のうち、休暇または休業により賃金等が得られない日数とし、7日を上限とする。
交 付 額	支援金の額は、支給対象日数に日額7,500円を乗じて得た額とする。ただし、1日当たりの実労働時間が4時間以下の予定であった場合は、日額を3,750円とする。

【事業実施状況】

この支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者になったことで無給の休暇取得または休業を余儀なくされた者への緊急支援として支給するものである。監査基準日において、82件の申請全てに対し交付決定が行われていた。

本支給金の支給対象日数については要綱第4条に「感染者である場合」は7日を上限とし、「濃厚接触者である場合」も7日を上限と規定している。支給の考え方として、例えば濃厚接触者期間7日経過後、感染者へ移行した場合は、濃厚接触者期間7日に感染期間を加算し

た期間の中で無給の日数に支給単価を乗じて支給金額を決定されることとなる。

関係書類の確認を行ったところ、要綱に規定のある「濃厚接触の原因となった陽性者の陽性証明書または宿泊・自宅療養証明書の写し」および「状況申立書(様式第1号別紙3)」の添付が確認できないものや、宣誓書の日付が未記載のもの、請求印が押印されていないものなどを確認した。

(事例)

	濃厚接触期間			感染期間			
支給期間	○	○	○	○	○	○	○
根拠有無	無			有			
確認の方法	電話確認で確認			申請書類で確認			

中でも、「濃厚接触の原因となった陽性者の陽性証明書または宿泊・自宅療養証明書の写し」および「状況申立書」は、無給決定をする上で根拠となる書類である。当該要綱第6条には、請求書とともに関係資料を提出しなければならないと記載されており、対外的に支給決定を説明する根拠資料の一部であるため、要綱に沿った適正な事務手続を行うべきであったのではないかとこの疑問が残る。

なお、所管課に根拠書類のない支給決定について、どのように確認し、支給決定を行ったかを確認したところ、「新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者になったことで無給の休暇取得または休業を余儀なくされた者への緊急支援という性質を考慮して、申請者に対し電話にて事実確認を行った上で支給決定に至った。」との回答であったが、根拠資料には電話確認した記録が漏れており、電話で聴取した内容や給付決定に至った経緯が資料では確認できなかったことから、支給決定に至った経緯等を客観的に確認できる審査経過や決定理由に関する記録が根拠資料で確認できるよう整理すべきであったと判断する。

米原市農業者肥料高騰対策支援金について 《令和4年度実施分》

【概要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 農政商工課
支援金の目的	[ 米原市農業者肥料高騰対策支援金交付要綱 ] コロナ禍で肥料の高騰等により経済的に厳しい状況にある農業者に対して肥料の購入費等の一部を支援することにより経営の安定化を図ることを目的に、予算の範囲内において米原市農業者肥料高騰対策支援金を交付する。
対 象 者	支援金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する農業者とし、支援金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に住所を有する者（法人や集落営農組織にあっては、本店もしくは主たる事務所を市内に有する者）または市が認める認定農業者もしくは認定新規就農者であること。 (2) 令和3年度分までの市税等を滞納していないこと。ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は除く。 (3) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1項に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
対 象 事 業	支援の対象となる事業の区分および要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 土地利用型作物の栽培 対象作物のいずれかの令和4年産の作付面積が、10アール以上であること。 (2) 土地利用型作物以外の栽培 対象作物を自らの栽培の用に供するために、令和4年1月1日から同年10月31日までの期間において、肥料を税抜き2万円以上購入していること。
対 象 経 費	(1) 土地利用型作物の栽培 ・対象作物が水稲（主食用ほか）の支援対象経費は、令和4年度作付面積に単価（10アール当たり1,700円）を乗じた額 ・対象作物が水稲（飼料用）の支援対象経費は、令和4年度作付面積に単価（10アール当たり200円）を乗じた額 ・対象作物が麦の支援対象経費は、令和4年度作付面積に単価（10アール当たり1,400円）を乗じた額 ・対象作物が大豆の支援対象経費は、令和4年度作付面積に単価（10アール当たり1,000円）を乗じた額 (2) 土地利用型作物以外の栽培 野菜、花き、果樹等は、対象作物を自らの栽培の用に供するために、令和4年1月1日から同年10月31日までの期間において購入した肥料費の額（税抜き2万円以上）に10分の1を乗じた額
交 付 額	支援金の額は支援対象経費に支援する率（支援率は4分の3）を乗じた額とする。支援金の上限額は、1土地利用型作物の栽培および2土地利用型作物以外の栽培に係る支援金を合算して100万円とする。

### 【事業実施状況】

この補助金は、コロナ禍で肥料の高騰等により経済的に厳しい状況にある農業者に対して肥料の購入費等の一部を支援することにより経営の安定化を図ることを目的に交付するものであり、監査基準日において、314件の申請に対し、311件（99.0%）の交付決定が行われていた。申請関係書類を確認したところ、申請に対する請求金額の訂正されているものが散見されたものの、いずれも審査の結果、正しい金額への訂正を行ったものであった。審査における事務手続は、補助対象経費に係る領収書等の資料提出を求めて、おおむね適正に行われていた。

米原市小規模事業者等物価高騰対策支援金について 《令和4年度実施分》

【概要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 農政商工課
支援金の目的	[ 米原市小規模事業者等物価高騰対策支援金交付要綱 ] コロナ禍で経済的に厳しい状況にある市内事業者に対し、原油価格や物価の高騰等による影響を緩和することを目的に、予算の範囲内において交付する。
対 象 者	支援金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当する事業者とする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 本店、支店、工場等の全従業員(雇用保険被保険者)の合計人数が50人以下であること。 (3) 別表( )の売上総利益額の減少率の算定方法による当該事業者の減少率が5%以上であること。 (4) 令和3年度分までの市税等を滞納していないこと。ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は、この限りでない。 (5) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。 (6) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていないこと。
交 付 額	令和元年以降の任意の年間売上高(消費税および地方消費税を除く。)が、1,000万円未満の事業者は交付額5万円、1,000万円以上の事業者は交付額10万。
別表( )の売上総利益額の減少率の算定方法	売上総利益額の減少率の算定方法 $\text{売上総利益額の減少率} = \{ (B - A) / B \} \times 10$ A: 令和4年中における物価高騰等の影響を最も受けた任意の連続する3か月の売上総利益 B: 次のいずれかの額とする。 ア 令和4年1月1日時点で、業歴が1年以上の場合 令和元年から令和3年までにおけるAと同時期の売上総利益額 イ 令和4年1月1日時点で、業歴が1年未満の場合(同日以降に開業した場合を含む。) Aの時期以前の任意の3か月の売上総利益額

【事業実施状況】

この支援金は、コロナ禍で経済的に厳しい状況にある市内事業者に対し、原油価格や物価の高騰等による影響を緩和することを目的に交付するものであり、監査基準日において、114件の申請に対し全てにおいて交付決定が行われていた。

申請関係書類を確認したところ、請求印の押印漏れや年間売上高を円単位で記載すべきところが千円単位で記載されているものを確認した。審査における事務手続は、補助対象経費に係る領収書等の資料提出を求めて、おおむね適正に行われていた。

米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金について 《令和4年度実施分》

【概要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 シティセールス課
補助金の目的	[ 米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金交付要綱 ] コロナ禍における原油価格、電気料金および物価の高騰等に直面する事業者が行う特産品の開発または改良ならびに米原市ふるさと納税返礼品の生産強化および返礼品の情報発信等を支援するため、その必要な経費に対して予算の範囲内において交付する。
対 象 者	補助金の交付対象となる者は、市内に事業所または活動拠点を有している事業者のうち次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 本事業を活用して開発または改良された特産品を米原市ふるさと納税の返礼品として登録すること。 (2) 市税等に滞納がないこと。ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は、この限りでない。 (3) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
補助対象事業	次の各号に掲げ事業とし、これらの事業のうち1つに限るものとする (1) 特産品を新たに開発し、または改良する事業 (2) 既存の製品またはサービスを改良し、特産品とする事業 (3) 返礼品の生産強化を図る事業 (4) 返礼品のパッケージの改良を図る事業 (5) 返礼品の情報発信の強化を図る事業
補助対象経費	次の各号に掲げる区分のうち1つに限るもの。 (1) 機器等の購入に要する経費 (2) パッケージ開発等に要する経費 (3) 情報発信の強化に要する経費
交 付 額	(1) 機器等の購入に要する経費は、特産品の開発もしくは改良または米原市ふるさと納税返礼品の生産強化に必要な機器等の購入に要する費用で、補助対象経費の3分の2以内(補助上限額 20万円) (2) パッケージ開発等に要する経費は、包装や梱包の開発または改良に要する経費(人件費を除く。)で、補助対象経費の3分の2以内(補助上限額 10万円) (3) 情報発信の強化に要する経費は、返礼品や返礼品の生産者を紹介するホームページの構築、パンフレット類の制作等に要する費用(人件費を除く。)で、補助対象経費の3分の2以内(補助上限額 10万円)

**【事業実施状況】**

この補助金は、コロナ禍における原油価格、電気料金および物価の高騰等に直面する事業者が行う特産品の開発または改良ならびに米原市ふるさと納税返礼品の生産強化および返礼品の情報発信等を支援することを目的に交付するものであり、監査基準日において、申請のあった17件全てに対し交付決定が行われていた。

審査における事務手続は、補助対象経費に係る領収書等の資料提出を求めて、おおむね適正に行われていた。

## 【総括】

本市では、コロナ禍において各種支援を必要とする市民の事務負担軽減のため、申請から交付までの手続の簡略化を行うとともに、担当課長の決裁をもって交付決定が可能となるよう事務専決区分の見直しを行うなど、補助金等交付の迅速化が図られている。

今年度においても、令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症対策に係る対応として、市民の生命と健康を守り、同時に市民生活や地域経済の回復、医療体制を堅持していくため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市独自の市民のくらし緊急対策として様々な支援策が積極的に実施されていた。

令和4年度は、特に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する取組などが展開された。

今回、監査を実施した新型コロナウイルス感染症対策事業については、どの事業も各所管課の創意工夫による取組が行われており、各事業が円滑かつ迅速に実施されていることを確認できた。しかしながら、交付決定の審査に必要な提出書類が十分ではない事案、領収書の宛名が未記載であるものなど事務手続が十分とは言えない事案を確認した。コロナ禍における市民への緊急を要する支援であるため、迅速な対応と細やかな支援を行うために実施されたことは理解するが、不足する情報を申請者から電話等で確認したのであれば、その確認事項等は対外的に支給決定を説明する根拠資料の一部として扱い、支給決定に至った経緯等の客観的証拠として記録する必要があると考える。

なお、例年の監査意見書において、チェック体制の強化等を指摘しているところではあるが、農政商工課では、事務事業のリスクを認識し、3名の担当者を設け、申請者ごとにチェックリストで支給要件を確認することでチェック体制機能を強化する取組などが実施されており、例年に比べ受付印漏れなどの軽微な事務ミスが大幅に減少していた。引き続きチェック体制の強化をお願いしたい。

## その他個別事項について

### 意見および要望

#### 総務部

##### 【財政契約課】 監査基準日：令和4年9月1日

###### 補助金ガイドライン等の整備について

本市では、超高齢化や人口減少の進展、コロナ禍を経た価値観の変容などを踏まえた持続可能な地域づくりに向けて、令和3年度から令和4年度において補助金の適正化に向けた検証が行われており、既得権益化の弊害など補助金施策全体の「体質改善」と「最適化」を図る総点検が行われている。しかしながら、今年度の監査においても、要綱に定めた根拠資料を求めず支給決定していた事例や、収支精算書と根拠資料の金額が一致しない事例、また、補助決定に至った経緯、理由などが客観的に確認できなかった事例などを確認しており、依然として課題は多い。

そもそも補助金は、市の政策目標等の実現のため、その目標に沿った事業を実施する団体等に対し支給されるものであり、その財源の多くが市民の税金で賄われている。このため、その必要性については、公平性、透明性、公益性等が確保され、事務手続は適時適正に行われ、市民の理解が十分に得られるものでなければならない。補助金の制度設計から、申請、交付決定、支払に至る事務手続の手順や取扱基準など、総点検に基づく本市の補助金取扱に係る統一的な基準をまとめたガイドライン等の作成を期待する。

##### 【人権政策課】 監査基準日：令和4年9月1日

###### 分譲宅地売買金、住宅新築資金等貸付金および持家住宅建設資金貸付金の過年度未収金について

本債権は、旧米原町で実施された事業の未収金であるが、債権の多くが債務者の死亡により相続人折衝が難航していることや、債務者に十分な返済資力がないことなどの理由から未収金の回収は進まない現状である。

所管課では、当該住宅の実態調査を行うとともに債権整理を行うため顧問弁護士と委託契約（単価契約）を締結し、相続人に対し内容証明郵便を発送するなど、債権整理に向けた業務を進め、未収金の回収に向けた事務手続を行っている。分譲宅地売買金の未収による所有権移転登記未了のため宅地の固定資産税が未賦課となっている問題の解決と合わせ、引き続き早期解決に向け努力されたい。

【自治環境課】 監査基準日：令和4年9月1日

米原市地域創造支援事業補助金について

この補助金は、個性ある地域の創造と地域の特色を生かしたまちづくり活動を支援することを目的として交付されており、地域創造会議で採択事業が決定されている。

当該補助金については、以前から長期に渡って継続的に補助金が交付されている団体が存在し、固定化、既得権益化のおそれがあるため要綱の見直しを意見しており、これを受け、補助対象区分、補助対象経費、補助回数の限度や終期を明確に設定して補助金交付要綱が改正（令和4年4月1日施行）された。また、所管課では、要綱改正に伴う補助回数を超えなどにより補助対象外となる団体に対し説明を行うとともに、補助対象経費の扱いに認識の違いが起きないように書面により改正内容を通知している。

今年度の監査でも当該補助金は継続審査が必要と判断したため、令和3年度および令和4年度に係る交付実績等の資料提出を求め、その内容を確認したところ、根拠資料を求めず支給決定していた事例や、収支精算書と根拠資料の金額が一致しない事例などを確認した。

具体例としては、補助対象事業を年間通じて行う上で「賃借料」を補助対象経費として認めていた事例において、補助決定に至る手順としては、賃借料の根拠となる賃貸契約書またはそれに代わる根拠資料（領収書等）を求めるべきものと考えが、これらの根拠資料の存在は確認できなかった。このため、所管課に補助決定の根拠を確認したところ、申請者と貸主の口頭契約による「賃借料」を補助対象としているとの回答であった。仮に、特段の事情があり、補助事業を行う上でやむを得ない経費であると認めるならば、決定に至る過程や決定の妥当性を明確にするなど、対外的に明示する客観的根拠となる資料を求める必要があったと考える。交付決定における審査では、対象事業の公益性や必要性の厳格かつ慎重な審査を行うとともに、補助対象とした経費の妥当性やその根拠について、市民への説明責任が十分に果たされなければならない。補助金の交付申請から額の確定、精算に至るまでの一連の事務手続については、慎重かつ適正に行われたい。

伊吹山入山協力金について

伊吹山を守る自然再生協議会の事務局は、滋賀県自然環境保全課と米原市自治環境課が相互に担っており、会長を滋賀県琵琶湖環境部次長、入山協力金部会長を米原市自治環境課長として事務局業務の全般を行っている。なかでも入山協力金に係る委託業務等（地元上野区への入山協力金收受業務委託）においては、入山協力金部会長である自治環境課長名で契約がなされているが、当該業務は伊吹山を守る自然再生協議会の業務であり、法で定める市長の権限に属する事務ではなく、市の所管課長が委託契約の当事者になることは適切ではないと、契約の適正性について継続して意見しているところである。

現状においては、当協議会の受け皿がなく、市が事務局を担わざるを得ない状況にあるが、今後の協議会の在り方について所管課として検討しており、事務局運営を行う団体組織の育成を図り、入山協力金収受業務については入山協力金部会で改善案について令和3年度から引き続き検討が進められているとの報告を受けている。当該事務局は市が担うべきものではないとの認識のもと、事務局運営を行う団体組織の早期育成に努められたい。

#### し尿中継槽の在り方について

し尿中継槽は、かつては各家庭から収集したし尿をその都度下水処理施設まで運搬すると経費等がかさむため、一旦、し尿中継槽に溜め置き、大型の運搬車両に移し替えてし尿・浄化槽汚泥の処理施設まで搬送することを目的に旧町4地域にそれぞれ存在していた。

しかし、近年では下水道が普及し、し尿中継槽の利用は減少を続けており、米原地域と近江地域に設置していた中継槽は廃止されている。一方、山東地域と伊吹地域に設置したし尿中継槽は残存し、下水道に接続していない家庭のし尿や浄化槽汚泥、農業集落排水等を一時溜め置く施設として利用されている。

現在、湖北広域行政事務センターで進められているし尿・浄化槽汚泥の処理施設の移転工事（令和7年10月供用開始予定）に伴い、長浜市湖北町海老江から長浜市浅井町木尾に移されることとなり、し尿等を搬送する距離が大幅に短縮されることになる。

また、下水道等の普及により、今後もし尿等処理量は減っていくものと考えられるほか、施設の維持管理に伴う経費や破損等による修繕費の増加や、施設の老朽化による周囲への影響も懸念される。

このように、し尿中継槽を取り巻く環境は大きく変化していることから、施設の利用状況や必要性、今後の維持補修等の管理経費などを総合的に判断し、施設の在り方を整理する必要があると考えられるため、検討を進められたい。

なお、本件については地元自治会との関与も大きいと考えられるため、各々地元自治会における対応も含め、早期に一定の方向性を示されたい。

**【収納対策課】** 監査基準日：令和4年10月1日

現金出納簿の作成について

収納対策課では、日常的に市税等の収納事務を行っており、収納におけるつり銭40,000円を保管管理している。この管理状況について確認したところ、つり銭(現金)の現金出納簿が未作成であった。

現金出納簿とは「いつ・誰に(誰から)・何の目的で・いくら支払った(受け取った)」ということを明確にするため、日々記録するものであり、入出金の使途において正当性を示すために重要な帳簿である。これまでから公金および準公金の取扱いについては、高リスクを伴う事務として意見をしてきた。公金は、市民から託された貴重な財産であるという認識の下、現金出納簿を作成し適正に管理されたい。

**【税務課】** 監査基準日：令和4年10月1日

準公金における立替払いについて

税務課で事務局を所管する「米原市たばこ販売振興連絡協議会」の支払において、職員による立替払が行われていた。当該協議会の業務は、市たばこ税の増収および安定的確保ならびに社会環境との調和を図ることを目的としている。この目的達成のための啓発品などの消耗品を購入等の業務が存在し、本来であれば、支出負担行為の決裁後に支出することが基本となる。そもそも、法、施行令および会計規則には立替払の規定はなく、予算執行事務マニュアルでは立替払を禁止していることから、適正な事務手続に努められたい。

## くらし支援部

### 【高齢福祉課】 監査基準日：令和4年10月1日

#### 老人クラブ連合会等活動事業費補助金について

この補助金では、老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがい活動の場（機会）の確保や元気な在宅高齢者活動の推進を図る取組に対し支援を行っているが、単位老人クラブへの加入者は年々減少し、既に米原老人クラブ連合会と山東老人クラブ連合会が解散し、現在は、伊吹と近江の2老人クラブ連合会のみが存続している状況にあることから、これまで均等割および会員数割による定額補助から活動実績に基づく事業費補助への見直しと補助対象経費の見直しを行うよう意見してきたところである。

所管課では、各団体と話し合いの機会を設けるなど、改善に向けた取組が進められている。しかしながら、老人クラブ連合会の活動資金が本補助金に大きく依存している状況や、このことに端を発する組織体制や事業の硬直化等が長年にわたって続いているため、見直しが進んでいない。早期に改善が図れるよう、引き続き働き掛けられたい。

### 【社会福祉課】 監査基準日：令和4年10月1日

#### 生活保護費返還金および徴収金の過年度未収金について

生活保護費返還金および徴収金の債務者の大半は、生活保護受給者で資力が乏しく、ともに徴収が困難な債権となっている。

生活保護法第63条による返還金は、資力があるにもかかわらず保護を行った場合、事後に費用を返還させる債権であり、同法第78条による徴収金は、不正手段によって保護を受けた者からその費用を徴収する債権である。なお、督促手数料および延滞金は、より徴収を困難なものにすることから減額や免除の措置を行うことなく徴収されていない。

本債権についてはこれまでから意見しているところであり、債務者の資力が乏しく対応が難しいことは理解するが、法令や米原市債権管理条例（平成25年米原市条例第21号）に則った対応ができていない。定期的に納付している人との公平性を保つため、引き続き厳正な取組を行われるよう意見する。

### 【福祉政策課】 監査基準日：令和4年10月1日

#### 山東診療所の運営について

診療施設が未整備の旧山東西小学校区内に診療所を開設運営することで、地域完結型の医療の充実および在宅医療提供体制の整備を図るとして、平成27年9月に市内開業医と山東西部医療体制の推進に関する協定書を締結し、平成28年1月から山東診療所運営が行われている。

山東診療所開設後の利用者数は年々減少傾向にある上、収支は支出超過となっており、

費用対効果の面から、これまでも監査結果報告書で所期の目的達成に向けた必要な措置を講じるよう意見してきている。

こういった中、市は、令和3年度から管理運営を指定管理者制度に移行し、米原市地域包括ケアセンターいぶきの出張診療所の位置づけで、周辺地域の訪問診療や往診を担うこととなった。また、案内看板設置や山東診療所だよりなどの刊行物の発行等、地域での認知度の向上に努めている。

山東診療所の開設運営は、地域完結型の医療の充実および在宅医療提供体制の整備を図ることが目的であり、採算性のみをもって事業を評価すべきではないが、これまで多額の公費を投入してきたことから、今後の管理運営状況についてはしっかりと公表を行い、市民への説明責任を果たすとともに、実績に基づき事業の必要性の判断をしていただきたい。

#### 米原市地域お茶の間創造事業費補助金について

当該補助金は、子どもから高齢者までの日頃から支援を必要とする者を地域で見守り、支え、高齢者の介護予防や多世代・共生の通いの場を充実するため、地域の資源を活用し、地域の活性化および互助によるコミュニティの構築を促進するために交付されている。

所管課に、令和3年度補助実績に係る一連の関係書類の提出を求め、昨年度に引続き監査を実施した。

#### ア) 補助金交付に係る概算払いについて

一部の団体については、団体の自己資金(前年度繰越金)が相当額あるにもかかわらず、交付決定額の全額を概算払として支出していた。所管課が全額概算払とした理由は、団体の自己資金は催しの開催時に、都度集める計画であり、事業を円滑に進めるためには、補助事業の完了前に交付することが適当であるとのことだった。

補助金の支払は、補助事業完了後に提出された実績報告書の内容や事業実施に係る対象経費等を所管課で精査し、額の確定を行った上で精算払として支払うことが原則である。概算払は、補助団体の資力不足などのやむを得ない理由等により補助事業の円滑な実施が困難な場合に、事前に資金を要する理由を明記した上で、例外的に事業完了前に支払うことが認められているものである。

概算払を行う場合は、補助団体の財務状況等を十分に確認しながら、補助を必要とする理由を明確にした上で、その金額の妥当性や必要性の確認を行い適時適正な事務手続に努められたい。

#### イ) 食糧費の取扱いについて

令和4年度補助実績において一部の補助団体において、飲食店等での外食や食料品の購入などについても補助対象としている事例を確認した。食糧費の取扱いについて、各

補助団体の考え方に乖離があると見受けられることから、補助要綱に規定している食糧費の取扱い（基準）について確認したところ「原則として、弁当（仕出し等）や居場所づくりの趣旨に合わない高価な食材等は対象外とし、簡単なお茶菓子代や調理に係る材料費は対象としている。また、調理や料理教室等の食材費に関しては、居場所づくりにおける高齢者の介護予防や健康増進につなぐ活動に必要な経費として位置づけ、補助対象としている。しかし、昨今の新型コロナウイルスの影響で、調理や料理教室等の開催が難しい時期においては、参加者同士の会食についても事業効果が見込まれると判断し、食料品の購入についても必要以上に高価なものを除き、補助対象としている。」との報告を受けている。

「食糧費」については、当該補助要綱に単に対象費目として記載されているだけで、市の明確な基準が示されていないため、補助団体によって補助対象経費か否かについての解釈に乖離が生じている。については、「食糧費」の補助基準を明確化し、補助団体等共通理解を図っていく必要があると考えるため、早急に対応されたい。

## まち整備部

【農政商工課】 監査基準日：令和4年12月1日

新規就農者等支援費補助金について

当該補助金は、新たに農業を営もうとする農業者(以下「新規就農者等」という。)の誘致を促進し、農業の担い手の確保を図り、農業の振興と農村地域の活性化に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とし実施されている。

当該補助金の補助対象者は要綱第2条に「市内に居住する18歳以上55歳未満の者」と規定されているが、関係書類等を確認したところ、年齢要件を逸脱する申請者に対し補助金が交付されていたことが露見した。この事例を補助対象とした理由について質したところ、この補助金は最長で3年間交付を受けることができ、当該申請者については、認定当時は年齢要件を満たしていたが、その後、加齢により要件を上回る年齢に達したものであるとのことであった。この補助金は、年齢要件の他に新規就業者等の認定を受けることも要件としており、このことや居住要件を満たしていれば、認定後に規定の年齢を超える事例も対象としているとの説明であった。

しかしながら、当該補助要綱6条には、年度ごとに新規就農者等支援費補助金交付申請書に市長に提出しなければならない旨が規定されているが、交付決定後に、年齢要件の上限を超える場合も継続して最大3年間は補助金を受給できることを担保すると読み取れる記述はない。補助金の趣旨からは、現行の運用は一定の理解ができるものの、年齢要件の解釈に齟齬が生じないように補助金交付要綱を改正されたい。

【都市計画課】 監査基準日：令和4年12月1日

市営住宅・改良住宅使用料の過年度未収金について

市営住宅および小集落改良住宅に係る使用料(家賃)の未収金徴収については、債務者対応や時効中断措置および弁護士相談などを積極的に行っているものの、その徴収率は低かった。所管課では、このような状況を打開するため、関係課と連携することで包括的に債権回収ができるよう関係部局との情報共有等を深めながら、継続的な滞納整理を実施しており、結果として、新規分納者や分納誓約者が増加傾向にあり、徴収率が向上しているほか、徴収が不可能な債権の整理を行うなど積極的な債権管理を行っている。

本債権は、滞納の長期化と累積が課題の債権であるため、引き続き新たな未納が抑制できるよう毅然とした対応で債権管理に努め、善良な納付者との公平性の確保に努められたい。

【上下水道課】 監査基準日：令和4年12月1日

公営企業会計に係る出納その他の会計事務について

本市の水道事業および下水道事業は、地方公営企業法（以下、「公企法」という。）の全部適用を受け実施されている。本市では、米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例第4条において、「上下水道事業に管理者を置かないものとする。」とし、同条第2項で「上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、まち整備部上下水道課を置く。」と規定し、上下水道事業を実施している。

本市における上下水道事業は、法の全部適用を受けた企業会計としているため、原則、公企法等に基づき企業職員が行うこととなる。しかしながら、本市の運用として出納その他の会計事務は、市長が命ずる会計管理者の責務において行うこととし、内部統制上、効果的かつ効率的であると考えるところではあるが、市会計管理者の職務権限からは除外されている。

総務省が作成する「地方公営企業の適用に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）」では、「出納その他の会計事務を市会計管理者に委任することはできません。また、事務処理についても管理者の事務の執行を補助する企業職員で処理すべきであり、当該事務を一般会計部門の職員に行わせることはできません。ただし、一般会計部門の職員に企業職員を併任させて事務を処理させることは可能です。」と記載されており、現状の運用を継続するのであれば、市会計室の出納員には、上下水道課企業職員を併任させて事務を処理させる必要があると考える。

【教育総務課】 監査基準日：令和4年11月1日

県立米原高等学校敷地の所有権移転登記事務について

米原高等学校敷地の所有権移転登記事務については、旧米原町当時から買収に係る所有権移転登記の一部が困難事例として未登記(2筆)のまま残置されている。所管課では、難航している境界確定への対応や何世代にも及ぶ多数の相続人調査等に鋭意努力されているところであるが、平成29年に交渉を進めていた相続代表者が亡くなられたことで新たな事務手続が発生し、関係調整に時間を要している。当該業務は、50年以上前からの積み残し課題であり登記事務の長期化は更なる事務手続の複雑化をもたらすことから、引き続き整理手法の検討を進め早期の登記事務完了に向け努力されたい。

【スポーツ推進課】 監査基準日：令和4年11月1日

番場多目的グラウンドの利用推進について

当該グラウンドの利用推進については、供用開始後の利用が非常に少ない状況であったことからこれまでの監査報告書で意見しているところであるが、令和4年度中の施設利用実績は、全66回で施設利用料収入は137,200円であった。芝生の散水や広場の植栽管理など維持管理に係る経費(令和4年度：2,774,434円)は多額であり、施設の有効活用および維持管理に係る財源確保のため、施設利用の在り方等について再考されたい。

## 前年度の監査意見に対する措置および対応の状況

前年度監査結果報告書での監査意見に対する措置状況や対応状況を確認したところ、今後の定期監査の中で引き続き経過を確認していく必要のあるものはあるが、一定の成果を伴うものや意見を受けて対応が行われているものについては今回意見していないので、以下にその状況を記載する。

番号	令和3年度監査意見	措置および対応状況等
1	<p><u>山東支所における切手の保管管理について【地域振興課】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適時適正な保管管理</li> </ul>	<p>切手は管理台帳に「いつ」、「誰が」、「何枚使用したか」記録した上で、払出しを行っている。払出しは、執務時間中に手提げ金庫から行い、時間外は金庫にしまっている。</p>
2	<p><u>姉川上流交流体験推進協議会の収入証紙について【シティセールス課】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊吹市民自治センター事務室内の金庫の中に残存した収入証紙の現金化</li> </ul>	<p>令和4年4月6日に返金手続きを行い、同年4月25日に処理済である。その後、当該協議会の在り方について整理し、組織の解散と清算手続きを行い7月14日に清算手続きを完了した。</p>
3	<p><u>米原市高齢者エアコン設置事業補助金について【高齢福祉課】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種法令や予算執行事務マニュアルに基づき、適時適正な事務手続</li> <li>・チェック体制の強化</li> </ul>	<p>不適切な処理について再発防止に努めるよう、課員と共有し確認を行った。決裁書類の合議等において、チェック機能を強化し、適正な事務手続を実施している。</p>
4	<p><u>びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金について【シティセールス課】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助要綱上の対象者の要件の明確化</li> <li>・改正前の要綱に基づいた実績確認</li> </ul>	<p>令和4年3月23日(告示79号)の改正において、補助対象者の要件として「世帯員に市税等の滞納がないこと。」を、「市税等の滞納がないこと。」に改めた。</p> <p>改正前の要綱に基づき支給決定した者については、定期的に10年要件の確認を行い、適正な補助事業の執行に努める。</p>
5	<p><u>水道料金の未収金と給水停止について【上下水道課】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分納誓約の内容等を適時精査して効果的な給水停止</li> </ul>	<p>米原市水道料金等滞納整理事務取扱規程(平成17年2月14日水道事業管理規程)第10号に基づき実施している。同規程第6条第1号に「納入期限後4か月以上料金等を滞納しているとき。」、同条第3号に「納入指導に従わないとき。」と規定されており、分納誓約履行中であっても現年度分で4か月以上料金等を滞納し</p>

		ている場合は給水停止の対象としている。
6	<p><u>ホッケー競技普及推進事業委託について【スポーツ振興課】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に基づき業務が履行されたことが確認できる書類が提出</li> </ul>	<p>現地確認を行いつつ、仕様書に基づき業務が適切に履行されたことを確認できる書類の提出がなされるよう、連絡調整を行った。</p>
7	<p><u>庁用物品の適切な管理について【会計室】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制や確認体制を再検証</li> <li>・出庫時のチェック機能強化</li> </ul>	<p>出庫時の物品確認を行う担当者を決めて、基本的には、その担当者において、払出し物品と物品払出請求書のチェックを確実に行うこととしている。</p> <p>また、四半期ごとに実施していた棚卸作業を令和4年7月分から毎月月末に実施している。</p>

#### 第4 むすび

定期監査の執行に当たっては、監査調書および関係諸帳簿に基づく事前調査を行い、その結果を踏まえて所属長および関係職員への聞き取りにより実施している。令和4年度においても、通常業務に加え新型コロナウイルス感染症対策関連業務など多忙を極める中で監査業務に協力いただいた各所管課に感謝を申し上げたい。

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年初頭から感染者拡大への対応、公共施設の休止、小規模事業者等への支援策、ワクチン接種など、様々な緊急対応を行われてきた。これらの事務の執行に当たっては、何よりも市民の安心安全を優先し、生命と健康を守るために迅速に対応しなければならないものが多く、通常のチェック機能を維持するのが難しい状況である。監査委員としては、こうした想定外の事態に際して、組織的な判断の下、対外的な説明責任が果たせるのであれば、通常とは異なる手続で事務を執行することは許容できるものとする。しかしながら、内部統制上の蓄積として、コロナ禍が一定の落ち着きを見せた時点においては、事務執行上の問題点がなかったかなどについて、組織全体として検証する機会を設けるとともに、継続して支援していくものについては、手続の簡素化や運用上の見直しなどの取組も必要であるとする。

また、コロナ禍を経験したことにより、市民ニーズは益々多様化し、目まぐるしく変化する社会情勢に対し、柔軟な対応をするため、本市においても新たな取組が次々と実行に移された。そうした状況の中、現場業務の複雑化、肥大化の一途を辿る一方、近年では「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)」の取組を始めとした業務の効率化が求められている。従来必要とされてきた業務をもう一度見つめ直し、必要性が低下している業務などの洗い出しを行うことで業務のスリム化等の取組も業務負担やリスクの低減という視点では必要なことである。

内部統制方針の必要性について従前から意見しているところである。内部統制の目的は、「業務の有効性および効率性」、「財務報告の信頼性」、「資産の保全」、「法令等の遵守」の4つが挙げられる。住民サービスの主体としての地方公共団体の性格を踏まえると、事務の原則である「業務の有効性および効率性」の追求が重要であり、その前提として、公平性・公正性が求められ、法令等の遵守に基づく合法性や合規性の確保がその基礎となる。

一方、「内部統制」の整備・運用というと、全く新しい概念を導入して、既存の作業に加え新たな作業の創出が求められるのではないかと、しかもその作業は困難を極め、膨大な費用および人的負担を要するのではないかと受け止められがちであるが、必ずしも大きな事務負担やコストを強いるものではない。

「内部統制」の整備・運用は、単にマニュアルや文書を作成することではなく、組織の目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務の中に組み込まれ、組織の全ての者によって遂行されるプロセスであり、今までから一つの組織として継続的に運営されている以上、その業務の中に相当の内部統制が既に存在している。例えば、関係法令、例規、引継書、担当者同士の相互チェック、管理者の決裁承認、事務分掌なども内部統制の一部といえ

る。

ただ、これまでの監査の所管課別の聞き取り調査において、これらの統制が部局ごとに異なっており、組織全体として体系化されていないほか、業務に潜むリスクに対する意識や組織的対応など内部統制の考え方や必要性が十分に職員に浸透していない。内部統制の整備・運用は、これらの点に職員自ら注目し、整備・運用に向け組織内で議論検討を行うプロセスが重要であり、そこから始まるものであり、職員一人一人が内部統制そのものを理解し、意識することで十分な効果が見込まれるものである。

このような取組を推進することで、組織全体のマネジメント強化や業務の効率化が図れ、職員にとっては働きやすい職場環境づくりとなり、市民にとっては信頼できる行政サービスを楽しむことに繋がるものとする。

最後に、定期監査のヒアリングを通じて、各所管課には都度意見や要望を伝えてきたが、本報告書に全て記載したわけではない。よって、その際伝えた意見も含めて今回の監査結果の意見に対する措置を速やかに講じていただきたい。